大阪市告示第1192号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	共用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年9月16日(火)	午前9時から午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和7年9月8日(月)

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年9月2日(火)から 同月3日(水)まで	
	令和7年9月7日(日)	午前8時30分から
	令和7年9月9日(火)	午後9時まで
	令和7年9月10日(水)から 同月11日(木)まで	

	令和7年9月12日(金)	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年9月13日(土)から 同月14日(日)まで	
	令和7年9月15日(月)	午後7時から 午後9時まで
	令和7年9月16日(火)	午前8時から 午後12時まで
	令和7年9月17日(水)から 同月19日(金)まで	
	令和7年9月20日(土)から 同月21日(日)まで	,
	令和7年9月22日(月)	午前7時から 午後9時まで
	令和7年9月23日(火)	午前8時から 午後9時まで
	令和7年9月24日(水)	午前7時30分から 午後12時まで
	令和7年9月25日(木)から 同月27日(土)まで	
	令和7年9月28日(日)	午前7時から 翌日午前3時まで
大阪市中央体育館 第2体育場	令和7年9月1日(月)から 同月4日(木)まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年9月6日(土)	午前8時から 午後9時まで
	令和7年9月9日(火)	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年9月14日(日)	午前8時から 午後9時まで

令和7年9月16日(火)から 同月20日(土)まで	
令和7年9月21日(日)	午前7時から 午後9時まで
令和7年9月25日(木)	午前8時30分から 午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)